

松江市告示第17号

松江市一般廃棄物の処理手数料に係る収入証紙に関する条例施行規則（平成17年松江市規則第155号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり証紙元売りさばき人の代表者変更の届出があったので、規則第11条第3項において準用する規則第11条第2項の規定により告示する。

令和8年1月19日

松江市長 上 定 昭 仁



証紙元売りさばき人の名称	元売りさばき人の代表者		変更年月日
	変更前	変更後	
(公社) 松江市シルバー人材センター	足立 保	林 忠典	令和7年6月11日